

令和7年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和7年10月7日（火）14：00～16：00
場 所 720 会議室
出席委員 田中会長、高木副会長、石森委員、深澤委員、小原委員、島崎委員、前橋委員、
長橋委員、永田委員
欠席委員 なし
事 務 局 福祉総務課 脇田課長、杉崎課長代理、木村主査、久保主任
高齢福祉課 佐草課長代理
障がい福祉課 小泉課長代理
生活福祉課 磯崎課長代理
平塚市社会福祉協議会 岩崎常務理事長事務局長
成年後見利用支援センター 久保川課長（副センター長）、羽太班長
傍 聴 者 0 人

（議題）

（1）成年後見制度利用促進に関する取り組みについて

ア 平塚市の中核機関の取り組みについて

イ 市長申立て、報酬助成について

（2）今後の中核機関における役割と支援の流れについて

（3）今後の権利擁護人材育成について

【配布資料】

次第・委員名簿

資料 1-1：平塚市成年後見利用支援センター 令和6年度業務概況（総括表）

資料 1-2：平塚市成年後見利用支援センター 令和6年度相談件数等及び会議開催状況（3月末現在）

資料 1-3：令和6年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

資料 1-4：平塚市における市民後見人養成の状況（令和7年8月31日現在）

資料 1-5：令和6年度市長申立要請及びケース検討調整会議の状況

資料 1-6：市民後見人の選任状況

資料 1-7：令和7年度（2025年度）平塚市成年後見利用支援センター事業計画

資料 1-8：平塚市の市長申立と報酬助成の状況

資料 2 ：令和8年度中核機関における役割と支援～ケース検討調整会議について～

参考資料 1：平塚市の中核機関（平塚市成年後見利用支援センター）の役割と支援の流れ

参考資料 2：平塚市成年後見利用支援センター（中核機関）における「ケース検討調整会議」の設置・運営について

参考資料 3：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

資料 3-1：平塚市の権利擁護人材育成について

資料 3-2：権利擁護人材育成～市民後見人養成課程の開催方法について～

○ 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明。

これより会長による議事進行

会長

皆さんこんにちは。今回もどうぞよろしくお願いいたします。特に議題(2)(3)について、議論を集中させたいということもありますので、できるだけ多様な意見をお願いしたいと思います。

それでは次第に沿って、進行していきたいと思います。

議題の(1)成年後見制度利用促進に関する取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

なお議題アとイがございますけれども、一括して質疑応答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題(1)成年後見制度利用促進に関する取り組みについて、資料 1-1 から 1-7 まで平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）より説明。

事務局（センター）

主要部分のみ説明させていただきます。それではまず資料 1-1 を御覧ください。

こちらの方は令和 6 年度の業務概況という総括表となっております。まずケース検討調整会議でございますが、月 1 回の開催で、6 月と 1 月は案件がなく、開催しませんでした。逆に 7 月は案件が多く、2 回開催したという状況になっております。

続いての企画運営会議については年 4 回の開催、土曜日開所については月 1 回の開催、奇数月は午前中のみ開所となっております。センター長の専門相談は毎月です。これは原則的にはケース検討調整会議は午前中に行われ、午後がセンター長の専門相談となっております。後見サポーター全体会は隔月で行われております。その他、市民向け講座、親族向け講座、出張講座等を開催しております。

続きまして資料の 1-2 になります。

こちらの方はセンターの令和 6 年度の相談件数等及び会議開催状況となっております。令和 6 年度の相談件数が 993 件、1 日当たりの平均が 3.94 件となっております。主に相談内容としては親族の相談が多いですが、令和 6 年度に関しては、親族の相談より、地域包括支援センターからの相談が上回っていたという実態がありました。令和 7 年度ですが、8 月末時点で 402 件、1 日当たり平均で 3.72 件の相談が入っております。

続きまして資料の 1-3 になります。

こちらの方はセンターの普及広報事業として出張講座等の概況状況となっております。前回は報告はさせていただきましたが、令和 6 年度はセンター創設 10 周年の年でありまして、記念講演として「成年後見制度の制度見直しの動向」ということで、内嶋弁護士から御講演をいただき、定員 100 名でしたが満席という結果になっております。今年度は、出張講座の周知を強化しております。出前講座としまして、親しみのあるチラシづくりと積極的な案内に取り組んでいる状況でございます。また 8 月 29 日には「権利擁護講演会任意後見制度と死後事務委任契約について」を開催しました。こちらは栗原ホームの 3 階の大会議室で行いましたが、おそらくこれまでで一番多い 70 名の参加があり、もともと 50 名の定員で募集をしていましたが、拡大して、70 名の参加となりました。やはりこのような内容に関しては関心が高いということが伺えた次第でございます。

続きまして資料の 1-4 になります。

市民後見人の活動状況でございますが、9 月に 2 名の追加選任の面接を行いまして、その 2 名を追加選任の方向で準備をして参ります。年明けをめどに 10 件の市民後見人の活動ということになっていくかと思っております。

続きまして資料の 1-5 になります。

こちらは市長申立要請及びケース検討調整会議の状況です。ケース検討調整会議は市長申立で 29 件ありまして、先ほどお伝えしましたが、6 月と 1 月は要請がございました。

逆に 7 月の要請が多く、2 回開催しております。6 年度は、やむを得ない措置の案件がかなり多かったということで、市長申立も大分多かったというように感じております。7 年度についてですが、6 月は案件がなかったということで、開催はしておりません。全体的に見て市長申立案件は今のところ前年度より少ないという傾向があります。また逆に市長申立案件ではないケース検討というのも行わせていただいております。相談をしている中での困難な事例を取り上げて、そちらの方を委員の皆さんに、今後どういった相談のサポートをしていくとよいかなど、後見制度の必要性というところも含めて、参加している委員の方にアドバイスをいただいたケース検討を行ったという実績があります。

続きまして資料の 1-6 になります。

市民後見人選任状況の詳細でございます。4 月 1 日の現在では 9 件でしたが、同月に N011 の K さんがお亡くなりになり、8 件になっております。先ほど申した通り、今 2 名追加選任の予定でございます。

続きまして資料 1-7 になります。

令和 7 年度センターの事業計画は記載の通りとなっております。今年度の特徴としては、これまで、外に出て行くケースというのが正直少なかった部分があります。例えば、ケースカンファレンスに出席するなど、今まで本人面談とかそういったものに関しては、市長申し立てをするというのが決定して、ケース検討にかけるまでの間に本人の面談を行って、後見利用の意思確認を行うというのが中心でしたが、そうではなく、後見制度の必要性があるなしの判断が迷っている方に対しても、積極的にアプローチをかけて、必要性の有無をある程度判断をさせていただいて、もう少し様子を見てよいのではないか等、そういったことも含めてセンターとしてよりの確なアドバイスができればということで、スタッフが相談のあったところは、なるべく早めに御本人や御家族とお話をするアプローチをかけるということも、待つことだけではなく、出向いていくということを取り組んでいるところでございます。また、ここには載っていませんが、福祉総務課との定例で毎月 1 回打ち合わせを行って、よりよい運営を目指していくということを色々と模索しながら行っているところでございます。

このほか、資料 1-5 についてですが、前回後見人候補者で税理士が出ていないということで質問がありましたが、なかなかチャンスがないというところで曖昧な返答になってしまったところもあったと思います。今年 4 月の案件で、早速税理士の方に後見人になっていただいて、スタートしている方もおります。遅れましたが、御報告をさせていただきます。今年度は市民後見人養成講座については、実践研修を行っている状況です。私の方からは以上です。

事務局（福祉総務課）

続きまして、資料 1-8 を御覧ください。

まず、本市の市長申立ですが、令和 6 年度につきましては、認知症高齢者が 23 件、知的障がい者が 3 件、精神障がい者が 8 件で、合わせまして 34 件の市長申立てがありました。34 件というのはこれまでで一番多い件数となっております。

続きまして、その下の報酬助成についてです。

令和 6 年度 65 歳以上の方は 25 件、65 歳未満の方が 13 件で、合わせまして 38 件です。報酬助成についても一番多い件数となりました。この 38 件のうち、生活保護受給の方は 27 件、市長申立 24 件という内訳になっております。先ほどセンターからも説明がありましたが、昨年度とでも多い状況でしたが、今年度上半期を終えての状況ですが、令和 7 年 9 月末現在で、市長申

立は、今のところ 8 件という状況です。前年度令和 6 年度が一番多かったのですが、上半期を見ますと 14 件というような状況で、大体下半期が増えてくる傾向ではあるのですが、今年度で申し上げますと、今のところ 8 件という状況ですので、令和 2 年度や 3 年度と同じような状況になるのではないかと思います。事務局からの説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ただいま議題（1）について事務局から説明がありました。質問や御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員

よろしいでしょうか。
まず資料 1-1 ですが、一目でみてわかりにくいので、できれば左端に何の事業とかを書いて、横に何を行ったのかが書かれているとわかりやすいのではないかと思います。

会長

直し方ですね。私もマークでマルつけていたりします。

委員

はい。そうですよね。
そして、資料の 1-3 ですが、出張講座で参加者が 1 人しかいないのが、幾つかあるのですが、何か事情があり 1 人で開催したのか、それとも募集はしたけど 1 人しかこなかったのか。その辺りのことをお聞きしたいと思いました。

会長

それでは、説明を事務局でよろしいですか。

事務局（センター）

資料 1-1 に関しては、今後、表記の仕方をこちらで考えさせていただきたいと思います。
資料の 1-3 は、市民後見人養成講座の研修で、当日受講できなかった人にビデオで受けていただいたというのをカウントして、1 名という形になっておりますので、御理解いただければと思います。

委員

10 月 11 日に 1 名と書いてあるのもありますが、これはこういったアフターフォローなのでしょうか。

事務局（センター）

この 1 名というのは聴講者の方でございます。参加者ではなく、聴講の希望をされていて、いわゆる市民後見人養成講座には進まないけれども、ぜひ良い機会だから聞かせて欲しいという御要望がありまして、それで 1 名の方を受け入れたというような形でございます。

委員

体験ということでしょうか。

事務局（センター）

はい。聴講を希望されていて、次期に進むという希望ではないというようなことでしたが、ただぜひ学ばせていただきたいということでしたので、せっかくの機会でございますので、お受けしたということになります。

会長

申し訳ないですが備考のところに詳細を入れて、後日、訂正したものを送ってください。

事務局（センター）

はい。

会長

その他、何かありますか、よろしいですか。なければ次の議題に移りたいと思います。それでは次の議題の(2)今後の中核機関における役割と支援流れについて、これについても事務局から説明をお願いいたします。

事務局（福祉総務課）

それでは議題(2)今後の中核機関における役割と支援についてお願いいたします。まず初めに、本市の中核機関設置までの経過をお話させていただきます。

本市の中核機関ですが、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画において、全国どこに住んでいても、権利擁護支援が届くような体制を整えるために、市町村に対して、地域連携ネットワークの核となる中核機関を設置することが掲げられました。このような中、本市は、令和 4 年 3 月 28 日に平塚市成年後見利用支援センターの設置規則を改正しまして、センターを中核機関と位置づけました。

本日の資料のうち、参考資料 1 と参考資料 2 は、令和 4 年度の本協議会で配布した資料です。平塚市成年後見利用支援センターが中核機関となって以降、制度の利用促進を図る機能の 1 つとして、ケース検討調整会議をスタートしました。このケース検討調整会議というのは、どのような会議なのかというと、参考資料 3 の 2 ページ目、第 10 条を御覧ください。所掌事項として、(1) ケースの支援方針の策定(2)策定したケースの支援方針のモニタリング及びモニタリング結果に基づく支援方針の見直し(3)成年後見人等の後見事務に関する苦情および不適切事案の対応案に関する事項、という 3 つの事項を検討することが所掌事務として挙げられています。

これらのことにつきましては、実は令和 4 年度の協議会でも説明をしておりますので、今回何か新しい内容の御説明ではありません。そして、ケース検討調整会議に諮る案件につきましては、当面の間、市長申立てとすることで御了解いただきました。その結果、令和 5 年 1 月から虐待等の案件以外の市長申立てケースについては、基本的にケース検討調整会議に挙げてきました。

先ほどセンターからも報告がありましたように、（資料 1-5 のとおり）年間約 20 数件のケースについて、成年後見制度の利用が必要かどうか、また、後見人候補者はどのような職種がよいかということを検討してきました。

それでは資料 2 を御覧ください。これまでの状況を踏まえて、今後のケース検討調整会議をどのような方向で進めていくのかについて、御報告いたします。

左側の青い部分(1)～(3)は先程の諸会議設置運営要領第 10 条に書かれていた内容と同じです。そして真ん中は、現状について記載しています。現状として、案件は市長申立てのみ検討しています。後見候補者については、候補者の職種については検討していますが、候補者団体との調整は、市の担当課で行っており、センターでは行っていません。また、ケースの支援方針は策定していないため、モニタリングは実施していません。そして、現段階では、市長申立て案件のみの検討であり、苦情や不適切事案の対応案の検討はしていない状況です。

この他、要領以外の内容にはなりますが、ケース検討調整会議は、市長申立案件を相談して

きた要請者は、今のところ、この会議には参加していません。要請者には、会議の結果を後日意見書として、センターから送付しています。その他、平塚市の地域の実情としては、書かせていただきましたが、職種によっては担い手不足のため、受任者がなかなか見つからないこともあります。

このような状況ですが、今後の方向性についてお話します。ケース検討調整会議を始めてからこの2年半、50件を超える市長申立て案件を検討してきました。ケース検討調整会議をスタートさせたときに、センターの業務として力を入れたいと思ったこと、それは外へ出る機会を作ったことです。センターで待って相談を受けるだけではなく、センターも訪問して、直接御本人に会って御本人の生活状況を把握するようにしました。直接訪問し、面会して御本人とお話したり、在宅以外の施設や医療機関にも面会に行く機会ができたことで、関係機関にもセンターのことを理解していただく機会にもつながったのではないかと感じています。これまでの市長申立て案件を検討してきたことにより、十分、権利擁護支援についての経験を培うことができたと思います。従いまして、令和8年度からは、市長申立以外のケースについて、例えば地域包括支援センターが把握している事例で、権利擁護支援が必要だけど、どのように進めていくことがよいのか検討したい事例や、どのような後見候補者にしたらよいか検討したい事例、後見人は選任されてはいるけれど、関わりが見えずに困っている事例などについて、ケース検討調整会議で検討していきたいと考えております。また、その際には、要請者も参加した形で検討していけるようにしたいと思っています。今後は、本来実施しようとしていた、もともと要領にあるように、ケースの支援方針の策定や、その後のモニタリングを実施するような会議にしていきたいと思っています。

ここまで、ケース検討調整会議の現状と今後の方向性について説明しましたが、端的に申し上げますと、令和4年度の協議会で説明した本来実施しようとしていた機能を、2年半かけて、ようやくできる状態になりましたので、来年度から、この要領に基づく内容を実施していくことになります、という報告をさせていただきました。

実施にあたり、令和7年度の残りの期間、引き続き具体的な検討シートやルール作りをしていくことになりますので、次回の協議会で、委員の皆様にご報告をしたいと思います。事務局からの説明は以上です。

会長

ただいま事務局からケース検討調整会議について御説明がありまして、資料が多いですが、参考資料3の設置運営要領の中で、もともとこういう機能を持ち始めたということで、2年経過して50件の実績があるということでした。これを踏まえて、少し踏み込んだものにしていくというような内容だったと思います。委員の先生方、何か御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

委員

中核機関が扱う件数が増加する前提で質問します。親族調査を外部委託することについて、横浜市や伊勢原市のような形を検討しているかお聞きしたいです。また、親族が申し立てを行う際、自分で申立書類を書くことは可能ですが、難しい場合には司法書士に依頼する必要があります。この際、中核機関として申し立てのサポートを行う計画はあるのでしょうか。

横浜市では親族調査を行政書士に委託している事例があります。行政書士はその業務に特化しているため、他の業務は行えません。中核機関が市とは別組織であるため、行政書士が戸籍収集を代行することで役に立てると思うが、業務委託を検討しているかお聞きしたいです。

事務局（福祉総務課）

現在、親族調査の外部委託について、今は検討していない状況です。

会長

市の担当課が市長申立に基づいて親族調査を行っているということですね。外部委託は行っていないとのことで、多くの事務量を抱えている横浜市は前から業務委託をしていると把握はしています。

委員

支援の内容についてお伺いします。書類作成には細かい記載が必要ですが、サポートは行っていただけるのでしょうか？

事務局（センター）

はい、サポートを行っています。具体的には、戸籍の取り寄せ方法や、登記されていないことの証明書の取得についても支援しています。親族申し立て支援について、上半期の実績としては、高齢者に対しては4件、障がい者に対しては2件の申し立て支援を行いました。

委員

ありがとうございます。

委員

文章の書き方についてお伺いします。税理士というのは後見人として裁判所に認められにくい現状があるため、裁判所で認められるような内容を記載することも必要になってくるかと思いますが、文章の書き方の支援も行っていますか。

事務局（センター）

見本を用意していますが、見本だけでは書くのが難しいこともあるため、具体的に説明を行っています。必要に応じて、細かくサポートを進めています。

会長

先程の事務局からの説明では、ケース検討調整会議に要請者が参加するというようなお話がありましたが、このことについての意見を求めます。地域包括支援センターさん、いかがですか？

委員

これまで、書類を通じて情報を得ることが多かったのですが、実際には担当しているケアマネジャーが本人について詳しい場合もあります。要請者だけでなく、ケアマネジャーや本人をよく知る関係者が参加できるようにすれば、より詳細な状況を把握できると思います。

事務局（福祉総務課）

ありがとうございます。

委員

先程の委員の質問に関連して、センターでのフォローアップは専門相談で行われているのかお尋ねします。

事務局（センター）

フォローアップは通常の相談として受けております。1回の相談で解決することが少なく、何

度か対応することが一般的です。市民の皆様が書類作成に困っていることはよく理解しており、個々の申立ての思いを大切にしながらサポートしています。

委員

ありがとうございます。

ケアマネジャーなど、状況をよく知る関係者がケース検討調整会議に参加することで、支援が必要な人の解像度が上がり、より効果的になると考えます。また、受任者不足の問題についてですが、市内で後見業務を扱っていないというような司法書士も結構いらっしやいまして、なかなか要請にこたえられていないところは心苦しいのですが、成年後見の利用促進という面からは、例えば何か法的なことでお困りのことがあった場合、裁判所はどう判断するかわかりませんが、一旦はその御親族を選任していただき、その方がしかるべき専門職に、例えば債務整理であったら、弁護士か認定司法書士のところに、法テラスを通じて依頼するなどで、もう少し担い手不足が解消できるかもしれません。ただ裁判所の選任次第なってくるので、なかなか難しいところではあると思いますが、ルートの1つとして、皆さんそれを覚えておいていただけるといいのではないかなと思って発言させていただきました。

会長

今、委員がおっしゃったことは、ケースの支援方針の策定に関わることですね。具体的には、どの士業を選定するかということや、リレー方式や複数後見、市民後見など、どの方式がよいかということを検討することになるかと思います。これまで検討実績はありますか。

事務局（センター）

ケース検討調整会議において、将来的に後見の方式についての意見を出しているケースはあります。後見が必要な理由として、債務整理の問題が挙げられる場合には、初動段階では司法書士が適切であるとの見解があります。問題解決後は、身上監護にシフトし、法人後見や市民後見への移行を推奨するアドバイスも含めて委員から意見をいただいています。

会長

今後は一度方針を決めた後に、モニタリングを実施し、次の展開を考えるということですね。委員の見解をお伺いします。多様な受任者や連携、引き継ぎについてのご意見はありますか。

委員

最近、リレー方式が増加しているように感じております。弁護士が遺産分割に関与する場合、親族の意向と後見人としての業務が対立することが多くなっています。親族が後見人になり、専門職の支援を受けることで、本人の権利を守るための方針が進めやすくなるのではないかと考えています。委員がおっしゃっているように、基本はその親族が後見人となり、スポットで代理人として専門職を使うという考え方は、御本人と親族の関係のためでもあり得るのではないかなと思うところですね。

会長

このようなこともケース検討調整会議で話し合ってもらえるといいですね。

事務局（センター）

現状では、ケース検討調整会議が市長申し立て案件についての検討となるため、申し立てができない親族が後見人にもなりえないため、親族後見は実現しにくいというところです。

委員

ケース検討調整会議の時には難しいのであれば、地域包括支援センター等にその親族が専門職相談を依頼する方法もあることを周知するのも一つの方法ですね。

会長

他は何かございますか。

現在のケース検討調整会議の委員構成や人数はどのようになっていますか。

事務局（センター）

毎回5名の委員で構成されています。センター長の弁護士、社会福祉士は毎回参加となり、このほか、弁護士会もしくはリーガルサポートから1名、税理士会もしくは行政書士会から1名、当事者団体3団体が毎月交代で1名出席しています。なお、当事者団体は障がい分野のみです。

会長

わかりました。

先程、出向いていくという話をしていましたが、ケース検討調整会議の委員が出向くということでしょうか。アウトリーチの内容・方法について教えてください。

事務局（センター）

ケース検討調整会議の構成員が出向くのではなく、センターの職員が相談の範囲で訪問しています。例えば、地域包括支援センターから相談が入った場合、訪問に同行し、本人に対して後見制度の必要性や判断をすることをセンターの職員が担うような動きをしているところです。

会長

ケース検討調整会議の委員ではなく、センターの職員が出向くということですね。要請者も参加するという話に関しては、ケース検討調整会議に要請者も参加するという意味ということでしょうか。

事務局（福祉総務課）

はい、その通りです。

ケース検討調整会議の結果はこれまでも意見書として送付していますが、要請者という立場で地域包括支援センターやケアマネジャーが事案を提出して会議の場に参加をしていないので、今後は参加をしていただき、直接質問や助言を受けていただく方法で開催していきたいと考えています。

会長

ケース検討調整会議なのか、相談なのか、という線引きを整理しながら進めていくと良いと感じました。

では他の委員からも御意見ををお願いします。

委員

参考資料1のアセスメントが、今お話があった訪問に行く業務も含まれているという解釈でよいでしょうか。

事務局（福祉総務課）

はい、その通りです。

市担当課とセンターの職員が一緒に訪問し、本人へアセスメントをする。そのアセスメントした情報も踏まえて、ケース検討調整会議でセンターから本人の状況を説明しています。

委員

ありがとうございます。

会長

先程、検討シートの作成について言及されていましたが、アセスメントやモニタリングのための検討シートを作成し、今後この協議会に提出される予定でしょうか。

事務局（福祉総務課）

現状、市長審判請求のための要請書をそのままケース検討調整会議でも使用して検討している状況になっておりますが、要請書は市長申立に関する内容が主要となっており、それ以外の本人に関する情報を盛り込んだシートにしていきたいと考えています。例えば成年後見の申立をするときの本人情報シートも参考にしたようなものを想定しています。次回、案の作成ができていれば、こちらの協議会に提案したいと思います。

会長

意思決定支援というところも大事になりますので、よろしくお願いします。

中核機関については法制化や社会福祉法改正、個人情報の扱いについても法規制が掛かってくるようになると、それらの準備を進めていくというところでしょうかね。

どうもありがとうございました。次の議題に進みます。

議題(3)の今後の権利擁護人材育成について、事務局から資料3の説明をお願いします。

事務局（福祉総務課）

それでは議題(3)今後の権利擁護人材育成について説明いたします。

資料は3-1と3-2を御用意ください。権利擁護人材育成について、残りの時間を使って、委員の皆様からご意見いただければと思っております。今回議題に挙げさせていただきました権利擁護人材育成は、第二期の平塚市の成年後見制度利用促進計画の取り組みの施策の中にも含まれている内容になります。具体的に言いますと市民後見人養成のことですとか、多様な担い手の確保、育成の推進というような内容が第二期の計画の中に含まれている施策になっております。

市民後見人養成については、それぞれ自治体ごとの実態を踏まえて実施しており、カリキュラムについては、国で作成しているテキストを参考活用し、自治体ごとに内容を設定しています。国の参考テキストでは、基礎研修25時間、実践研修は体験実習やレポートを含めて25時間という内容になっています。

資料3-1を御覧ください。こちらは、平塚市の市民後見人養成課程を表にしたものです。平塚市では、基本的に国のカリキュラム内容を網羅する形でカリキュラムを構成しており、令和6年度の基礎研修は26時間を4日間で、令和7年度の実践研修は29時間を7日間で開催しています。平塚市のカリキュラム内容は、地域の社会資源のこと、そして、対象者の理解として

「障がいの理解」に時間をかけており、事例検討をグループワークで演習する時間を多く設定しているため、国の時間数よりもやや多い時間や内容になっています。

そして養成課程を修了すると、権利擁護支援を担う人材として、平塚市社会福祉協議会の後見サポーターとしての活動に従事していく流れになっています。後見サポーターは平塚市社会福祉協議会の法人後見の後見支援員としての体験を通じて、実務に近い経験を積んでいくことになります。このような活動を続けていく中で、市民後見人の受任が適した事案があったときに、家庭裁判所に追加選任の推薦をして、その審判が下りると市民後見人として平塚市社会福祉協議会との複数後見として選任されるという流れになっています。このような流れを経て、資料1-6にもありましたように、これまで19件、市民後見人が選任されました。

現在第9期の市民後見人養成を実施しているところですが、今回、委員の皆様からの御意見をいただいて、今後の平塚市の権利擁護人材育成課程のことや、後見サポーターと市民後見人の活躍の場について、検討していきたいと思っています。御意見をいただきたい内容としては主に4つございます。

資料3-2を御覧ください。

こちらは、市民後見人養成課程の4つの開催方法について表にしたものです。

一番上の黄色の部分は現在の開催方法を記載しています。現在、平塚市は偶数年度を基礎研修、奇数年度を実践研修という形で2年かけて養成しています。これにつきましては、これまでの協議会の中でも基礎研修から実践研修、そして後見サポーター採用までの間、徐々に人数が少なくなってしまうので、基礎から実践研修までのモチベーションを保つことができるように工夫できることはないかということや、社会福祉協議会だけではなく、多様な活動場面があるという御意見もいただきました。

そこで、1点目として、今後の市民後見人養成課程の開催方法について御意見をいただきたいと思います。今回、案として事務局からは3つ提示しています。

表の左側から、内容（開催期間）ですが、案はあくまでも1つの例として挙げています。次の「養成期間についての受講者の声」ですが、これは今年7月、これまで養成講座を受講してくださった方にアンケートをお願いしました。2年間かけての養成についてどのように感じたのか？という問いに、対しての回答を記載しています。そして「費用対効果」について、B案が△としています。この「費用対効果」の考え方について説明させていただきます。養成課程は基礎研修が年間4日、実践は7日という日数ですが、センターは市民後見人養成事業だけでなく、皆さま御存知のように、相談はもちろんのこと、制度に関する講座等、様々な事業を実施しています。

また、養成講座の内容につきましても、国の基本とするカリキュラムを基にできる限り充実した内容を提供していくことを大切にしています。そのため、カリキュラムには、外部講師も多く含まれていますし、地域の社会資源を理解してもらえるように、平塚市の福祉関係課や年金、税の関係課も講師になっています。

このように、たくさんの外部講師の方々と日程調整をして、さらにセンターで実施している他の事業とかぶらないような日程で養成講座を実施することが必要となります。コストやそれだけの労力、時間をかけて実施しますので、できるだけ多くの市民に参加してもらえるように開催したいと思っています。

一方で、これまで第9期までの参加人数をみますと、2年に1回の開催ペースでも参加者は10名程度という状況です。これを2年ではなく毎年開催したとき、参加者が今より減る可能性もあります。また従来は、4日や7日間の日程調整でできたものを、1年のうちに開催しようとする、合計で11日分の調整をする必要があるということから、かかる労力・時間に対しての効果がどのくらいなのかという評価で考えました。

現行と3つの案には、表のとおり、それぞれメリット・デメリットがあります。

それぞれの3つの案を考えたとき、優先的に考えた視点は、

まずA案ですが、現在とのちがいは、基礎研修から実践研修までの期間をできるだけ最短にすることで、受講者のモチベーションを維持できて、なおかつセンター事業にも影響が出ないことを重視した案です。

次にB案ですが、養成期間を2年かけるのではなく1年にして、受講者のモチベーションを保つことだけでなく、毎年養成講座を開催することで、受講したいというタイミングを逃さない

ようにすることを重視した案です。

最後のC案は、養成期間を2年ではなく1年にするというのは、B案と同じですが、養成講座を実施した次の年は、養成した方々のフォローアップをしていく期間として、養成講座は開催しません。つまり、隔年で養成講座を開催するという案です。ですので、養成後のフォローをしていくことを重視した案です。

今回、事務局からは現行以外に3つの案を示していますが、この資料の要素だけでは十分検証できていない部分もあるかと思います。市民後見人養成講座のことになりますので、今回は受講者目線の要素を多く取り入れて案を考えました。ただ実際には、成年後見制度を利用するのは被後見人さんになります。そのため、被後見人さんから見た視点というのも忘れてはならない視点だと思っています。被後見人さんにとって市民後見人さんが受任してくれて良かったと感じていただけるような、そんな権利擁護人材育成ができる養成課程にしたいです。

ですので、こちらの案以外でも何か考えられる案がありましたらぜひ御意見を頂戴したいです。

そして御意見を伺いたい2点目は、資料3-1の赤字の部分に関する内容になりますが、2点目としては、カリキュラムの内容について何か、御意見がありましたらお伺いしたいです。

例えば、見学先のことや体験実習など、何かアイデアがありましたらお願いします。

3点目は、養成後の後見サポーターの活躍の場として考えられることについての御意見を伺いたいです。現在、平塚市の市民後見人は、平塚市社会福祉協議会の法人後見のサポーターということで活動をしています。今後、選択肢として平塚市社会福祉協議会以外の活動も視野に入れて、例えば他の後見活動をしている団体さんや、土業の先生方が後見活動をしているところに後見サポーターとして同行することに協力してくださるようなことができるのか、など。多様な活動の場、選択できるものを増やしていくことについて、御意見をいただきたいです。

そして4点目は、3点目に続くお話にもなりますが、現在平塚市の市民後見人は、平塚市社会福祉協議会との複数後見のみの活動となっています。これについても、選択肢を増やしていくことについて、御意見をいただきたいです。

例えばNPO成年後見湘南さんと協力して、NPO成年後見湘南との複数後見で受任する等。もしくは、土業の先生方が受任しているケースで、すでに専門的な要素は必要なく、家族とも紛争性がなくて、ご本人も落ち着いて生活できている場合、複数後見として選任から、その後、リレーで交代して市民後見人さんが単独受任するような流れも選択肢とすることについて等、考えられることについて、ご意見をいただきたいです。説明は以上です。よろしくお願いします。

会長

委員の皆さんから御意見をいただきたいことは4つあるということですが、まず1点目は、市民後見人養成課程の開催方法についての意見をいただきたいということです。今日ここで委員の皆様からご意見を伺い、それを基に本会議としての提言をまとめるという課題はありません。多様な考え方を自由にお話しいただき、それをヒントに今後の検討に活かしていきたいと思っています。どのような意見でも構いませんので、ご発言をお願いいたします。

まずは資料3-2について、モチベーションの問題など課題が出ているようですが、1人ずつ意見をお願いします。

委員

質問をしてもよろしいでしょうか。この市民後見養成講座を受講している方の年齢層を教えてくださいいただけますでしょうか。

事務局（センター）

年齢層としては、現役世代の方もいらっしゃいますが40代、50代の方は珍しいです。60代の方が中心で、70代の方もいらっしゃいます。

委員

はやり仕事をしていると難しいですね。

委員

第7期の市民後見人養成の卒業生です。1番聞いていると思うのは、センターの事業や相談の影響が出ないようにすることが非常に重要です。受講してみると、勉強すること自体が大変で、特に座学が長時間続くと午後には集中力が切れてしまうと感じました。また、座学だけでなく、実際に担当している方々のお話や「対象者の理解」を深めることが重要だと思いのので、第2段階からではなく、第1段階という早い段階から障がい者と高齢者ことや家族や支援者の思いを理解してもらう必要があると思いますし、当事者団体としても協力を惜しまない意向です。

また、意思決定支援の内容も非常に重要だと思います。午前中に座学を行い、午後には様々な話や体験を取り入れる形式が望ましいと思います。当事者団体では、障がいや高齢者の体験を通じた学びを提供できるので、実際に動かす時間を設けることも有意義です。皆さん、志を高く持っているため、嫌がることはないと思いますが様々な方がいますので、1年で全てを完結させるのではなく、2年間にわたりゆっくり進めることが、センターにとっても無理がないと思います。

さらに、7期の同期生から後見人になったという話を聞き、認知症の方を支えることが自分の人生にとっても大きな意味を持つことを実感したというお話がありました。支援を通じて自分自身が救われているという大きな発見があり、自分が思っていた以上に後見人の仕事の重要性を再認識しました。

会長

委員の御意見として、開催方法については、先ほども年齢の話もありましたが、座学で詰め込むと少し耐えられないところもある。カリキュラムも多いため、ある程度の期間でゆったりと、例えばその内容を少し組み替えて、今と同じ程度の期間での開催でもいいのではないか、という意見ですね。

委員

はい。詰め込むだけだと頭でっかちになる可能性があると考えます。

志を高く持っている方が多いので、期間を短くして集中的に受講することを嫌がることはないと思いますが、様々な考え、環境の人がいることも考慮する必要があると思います。

会長

お一人ずつ御意見をお願いします。いかがでしょうか。

委員

コロナ禍になってから、当法人では深刻な担い手不足です。ほとんどの担い手が70歳以上で、この5年間で後見の活動が難しくなり、リタイアされた方も含めて、今後どういう方を集めていこうか考えました。障がい者の後見の期間は非常に長いので、20年や30年になるということも多々あります。親が担うというのが当法人の設立の理念でもあり、そういう方が多いですが、この5年間で新しい仲間を人づてで集めて新たに5人ぐらいおりますが、年齢層は全員70歳以上です。障がい者の親がそのうち2人で、障がい者のケアをしていた方もいます。実は後見をやってほしいと色々な施設から依頼されていますが、今待ってもらっているのが現状で

す。委員さんからもお話がありましたけれども、主に自閉症や、かなり障がいの重い方が中心なのですが、後見活動をやっていると、自分自身の発見として社会貢献しているという意識が芽生えてくるっていう面もあると思いますので、そういうことで働きかけていただけるとありがたいと思います。

私たちがターゲットにしているのは60歳過ぎて退職して何か社会貢献したいという人を集めて、実現するのかわかりませんが、ホームページやYouTubeなどのSNSを使って、どういう人にヒットするのかわかりませんが、実際自分たちが後見している場面を撮影し紹介して、それで興味を持った人に来てもらおうかなというようなことも考えています。お芝居をして制作して結構大変ですけども、そういう形で今は担い手を必死に集めている状況です。

冒頭に申し上げましたように、高齢の方と違って障がいのある方の後見の活動の期間がすごく長いので、この先後見制度がどうなっていくか、スポット利用が中心になっていくとしても障がいの重い方の後見がこの先長く活動できる人ということも考えて養成講座を考えていただきたいと思います。そのために市民後見人が法人の活動に入っていていただいて、実際に面会に行っていていただくとか、そういうことをしていただくのは、歓迎するところですので、その辺りも協力していけたらと思います。

会長

そちらの活動にも入っていただく場合は、カリキュラムの内容のところで協力できる部分がありますよということですね。

平塚市の市民後見人養成の期間については何かご意見ありますか。

毎年募集したときにもっと多くなるのか、1年でやるとやっぱり息切れする人もいるという話を聞くと、隔年度でやった方が参加者は多く来るのではないかと。しかし2年でも10人なのに毎年開催したとしても、実際それだけ募集があるのかという議論もあるし、人集めに苦慮してるようなこともあるみたいなので、何かありますか。

委員

そうですね。2年ぐらいのスパンがあった方がいいのかもしれませんが、じっくりやったほうがいいのかというのは思います。座学ばかりじゃなくて、実践の研修の場を増やしたほうが、モチベーションの強化には繋がると思います。こういう世界があるんだと知ってもらっただけでもいい研修になるのではないのでしょうか。

会長

ありがとうございます。

委員

まず期間ですが、自分をベースに考えると、60歳になったときに自分が市民後見人として活動したいなというケースを考えると、やはり短期間、1年以内の方がいいのかと思います。なぜかと申しますと、色々勉強していく過程で、もしかしたら後見人になる勉強をしているけど、自分自身がもしかしたら後見人を選任してもらうことになってしまうのではないかとということもあり得るわけですね。従って、短期間のうちに養成をするのが自分の立場だったらいいかと思います。それからサポーターですが、サポーターは1種類しかないみたいですが、例えば上級サポーター、中級サポーター、初級サポーターみたいに分けるのはどうでしょうか。初級は半年、中級は1年、上級はさらに1年をかけてというように、上級サポーターの方が単独後見というようにしていけば、本当にやりたい方が、どんどん上へ上へとそのポジシ

ョンで活動していただけるし、初級という方は、後見人まではいかないけれど、サポーターはやりたいなという人も来ていただけるのではないかと思いますので、そういった長期的なことを考えると、サポーターの種類をもっと増やすという方法もあるとよいのではないかと思います。

そして、若い方も参加していただきたいと思います。他人事ではなく、自分のお母さん、お父さん、おじいちゃんがおられるかもしれないので、できるだけ若い方に参加していただき、そういう方ができるだけ参加できるようなサポーターシステムがあればいいなと思っています。それに関して、例えば見学は家庭裁判所で現場に行くというのは大事ですが、一番大事なところというのは、「権利擁護」です。その人の権利を法律的に守らなければいけないのが後見人なので、見学行くのであれば、最高裁判所。最高裁判所に女神がいらっしゃるのですが、その女神をよく見ていただければ、権利擁護がどういうものなのかということをもう少し認識していただけたらと思います。身近な手続きをされるのが後見人というのではなくて、その人の権利を守るのが後見人であるという意識も大切にいただければと思います。

委員

私は成年後見の経験がありませんので、市民後見人養成課程がどのような形で開催されているのかわからないので何とも意見は申しにくいのですが、基礎講座で10月から11月の4日間、先ほどお話だとビッチリやるということなのでしょうか。そういう形で実践研修も4日間で現場に行ってやるってということですか。

会長

実践研修はどのようになっていますか。

事務局（福祉総務課）

全部が現場ではありませんが、基礎研修と比べますと現場もあります。今年度で申し上げますと、7日間のうちの初日は権利擁護についての講座、本市の社会資源についての講座や、権利擁護の活動の実際という内容で、あんしんセンターの方から法人後見のお話などで1日目は座学です。2日目は家庭裁判所の見学で小田原支部の見学をして、そこで家庭裁判所の機能、役割を家庭裁判所の方から説明をいただきました。3日目は、対人援助の関係の実習や演習も含めた形で講義、4日目は体験実習で、今年度は市内の障がい関係の施設へ体験実習ということで行かせていただいています。また5日目は講義で、今年度は会長にもご協力をいただいて、公開講座として開催し、意思決定支援のことをメニューとして入れるということになってきていますので、5日目に意思決定支援の内容を含む講座を開催し、6日目は丸1日グループワークの演習です。最終日は権利擁護の実務ということで、弁護士の先生から実務についてのお話をしていただくような7日間の日程になっております。

委員

資料3-1にあります第一段階、第二段階、第三段階をどういうふうに振り分けるかという話になるのかなと思います。

先程、1日ビッチリだと大変というお話もありましたので、例えば午前中だけにする、もしくは午後だけにするとか、夜だけ2時間やるのかというようなカリキュラムを組んでみるのも1つの方法かなと思いました。それから、養成講座を受けたら最後にテストがあるということですので、そういった意味からすると、短期間のうちにできた方が忘れないで試験受けられるので、いいのかなという気がします。

税理士は他士業に比べると開始は遅かったですが、最近は特に関心がございまして、税理士

会では公益活動対策部があり、その外郭団体で「税理士による公益活動サポートセンター」があります。そちらでは3つの柱があって、そのうちの1つが成年後見制度です。各税理士向けにも研修をやっています。研修は、今実際に成年後見を担っている方が、自身の体験談を話しながら、紹介していただくということをやっています。税理士も、徐々に成年後見制度について興味が沸いてきている方もおります。税理士や士業の方は、被後見人に何があってもある程度、容易に駆けつけて対応したりできると思いますが、一方でサラリーマンの方が成年後見を担った場合、例えば勤務中に被後見人が急に倒れて入院となる場合、どうするんだとなると思いますので、サラリーマンには難しいのかなと思います。あと高校生たちについては、やはり何かあった場合に対応が難しいのかなというようには思いますので、その将来の布石として、こういう制度があるというような広報や早期教育という方向性で考えられた方がいいのではないかなと思いました。

会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

委員

期間に関して、私は3つの案の中ではA案というところで、期間をなるべく短くした方が、学びが高いうちに進められるのかなというのが印象としてありました。

前提の確認ですが、この講座は基本的にはすべて対面で実施ということになっていますか。

事務局（福祉総務課）

はい、基本的にはそうです。第一段階の説明会はオンラインですが、基礎研修からは対面です。

委員

最近ハイブリッド的な形もありますので、例えば基礎研修の座学の部分2日間などをVTRもしくはオンラインで開催し、残り2日間は対面でやるという工夫をすることで、1日ずっと聞かっぱなしということがなく、受講生のタイミングで受講できるような工夫が、もしかしたらできるのではないかなと思いました。受講者の年代などにより、オンラインのハードルがあるかもしれませんが、一概にできるかわからないところもありますが、感じたところです。

法教育の観点では、高校生や大学生の育成というのは、すごく大事なと私も思っています。学生に第一段階はぜひ受けて欲しいなと思っています。第二、第三段階となると、実際にそこまでやれる学生がいるかなと感じてしまいました。もちろん希望する学生にやって欲しいと思いますが、この第一段階のところを、いかに敷居を広げられるかというところで、先ほどお伝えしたようなオンラインでの開催や、年に1回の開催だと少ないかなと思いました。もちろん負担があると思いますので、この説明会にあたる第一段階をもう少し増やして年代幅広く対応できるようなやり方ができたらいいのではないかと思います。先ほど名称の話もありましたが、後見サポーターの第一段階であれば初級、アドボケイター初級みたいな、資格とは違うものですが、ちょっとかっこいい感じで、インセンティブがあると受講率が上がるというところもあるようです。認知症サポーターもそうですが、受けて登録されているみたいなインセンティブがあると、若い人の受講率が上がるみたいなのところで、見せ方や出し方で、若手の育成について何か工夫ができるかもしれないと思った次第です。

会長

ありがとうございます。

委員

実際に受講されている方が60代や70代の方が多いというところで、私たち地域包括支援センターが実際に地域で見ている60代や70代の方も受講の対象となるだろうなといったお元気な方ですと、期間としてはゆとりのある方が、参加はしやすいのではないかと思います。ただ皆さんお元気でも午前中は病院に行かれる方も結構いらっしゃるので、例えば午後開催というのも方法の1つなのかなとは思いました。ただ、ゆとりのある期間がよいかとは思いますが、2年という体調の変化がある方も多くいられると思いますので、期間が短い方がいいのか、2年にとって、ゆとりのある期間がいいのかは難しいところだなというのが、実際にお元気な60代70代の方と接していると思うところです。

委員

期間については、自分が受講すると考えた場合には、短期間の方が集中できるのかなと思います。ただ60代や70代になった時に、どうなのかというのはわからないところがありますが、短期間の方がいいのかなというのは聞いていた印象です。

質問になりますが、この養成講座を最後まで受講されて、活動できるという状態になった方の中から、選ばれた方はどれぐらいの数なのでしょうか。

これまで、19件の市民後見人の方が活動しているということですが、その資格を得られた方は何人いらっしゃいますか。

事務局（センター）

お手元の資料1-4を御覧ください。この表の実践研修の修了判定というところがあります。そして、その下の後見サポーターが採用のことになっています。

委員

このサポーターとして採用された方の中から、市民後見人が選任されていくということですね。

事務局（センター）

はい。1年間以上の法人後見事業としての実践がOJTを通じまして、その次のステップとして、追加の選任という形で、後見活動をしています。

委員

これを見ると、退職者の方も結構いらっしゃいます。もし今の時点で、ある程度ゆとりがあり、活動されてない方がいらっしゃるようであれば、隔年でもいいのではないかと、つまりC案もあり得るのかなと思いました。先ほど委員がおっしゃっていたように、センターの負担を減らすということもありますし、個人的な感覚としては、つい先延ばししてしまうタイプなので、毎年開催していると「来年受ければいいな」と思うことがあります。ただ、来年ないとなると、「今年頑張ってみようかな」という動機づけにもなる可能性があると思いました。

また、後見制度自体もそうですが、裁判所の考え方も結構変わることがあります。例えば数年前厳しく言われていたことが最近認めてくれるということもある気がして、研修を毎年開催していると、逆にその講座の内容が変わり過ぎてしまい、隔年の方が大きな変化に準備がしやすいということもあるので、より実践的な講座ができるのかなというところからも、C案もあ

りかなと思いました。

養成課程の内容、実習先や日数については、成年後見湘南もそうですし、法人後見の NP0 に関わっていて、皆さんがすごく熱心で色々なことを検討されて仕事をされているイメージがあります。先ほど、委員も協力します、とおっしゃっていたと思いますが、その活動内容を見させてもらって、会議に参加させてもらうということは、すごくいい経験になるというように思います。

そして、後見サポーターの活躍の場に関してですが、これについても委員が、人材不足です、とおっしゃっていたと思いますが、マッチングがうまくいくのであれば、NP0 で後見の活動をサポートする、活躍の場になるというのもあり得るのではないかと思います。

社協以外の複数後見の可能性についてですが、複数後見で良い面もある一方で、後見の業務としては煩雑になってしまうところもあります。複数後見の場合、意思決定が分かれてしまうということもあるので、これまで社協であったということで養成課程を通じて、コミュニケーションが上手く取れていたと思いますが、それ以外の土業等と市民後見人が複数後見をやっていこうとすると難しい面が増えるかなという気がしています。

委員

案のうちのどれが良いかというところですが、理想としては B 案の毎年開催して 1 年でやるというのが一番いいと思いますが、先程から、年齢層や受講される方の人数の問題の話がありました。参加人数が多いところに相関性みたいなものがあるのではないかと思います、資料 1-4 を改めて見たところ、研修日程に土曜日が含まれていると割と人数が多いのかなというように思います。例えば平成 24 年度第 1 期、そして平成 30 年度、土曜日が幾つか含まれています。お休みの日や平日でもお休みが取りやすい時期に開校することを考えると、毎年開催するのであれば、B 案の 6 月 7 月が基礎講座として開催すると、学生が夏休みを使って受講できたり、社会人の方でも夏季休暇を取られる方多いと思うので、この期間で受講できたりと、とても良いのかなと思いました。

内容については、実習先として先程委員さんがおっしゃったような NP0 などに行っていただくのはとても重要なことで、できればこういう養成講座が全部土日やお休み取りやすいときにするとっと受講者が増えると思うのですが、家庭裁判所など平日しか開いてないところは仕方がないと思います。NP0 成年後見湘南さんは、土・日曜日は大丈夫なのでしょうか。

委員

土曜、日曜はちょっと厳しいというところですよ。年数回とかであれば不可能ではないです。

委員

やはり現場を見てどういうことをするのかというのは、皆さんイメージが湧いてない方が多いので、取り入れていただきたいというところではあります。委員からもありましたけど、zoom などオンラインツールを活用すると参加しやすいのではないかと思います。50 代からだとも分皆さん大丈夫ではないかと思いますし、60 代前半の方だとコロナ禍を会社で過ごしている方が多いので、オンラインツールには慣れてらっしゃるのではないかなという気がします。例えば平日開催ではあるけれどもフォローアップでその平日のビデオ見ていただいて、きちんと見たことがわかるような、例えばレポートなどを提出していただいてやるというのも 1 つの方法かなという気がいたしました。

次に、後見サポーターの活躍の場ですが、本当は単独で動いていただければいいのかもしれませんが、監督の問題もありますよね。皆さん 1 人で活動していると、ふとした瞬間に魔が差

すということもなくはないので、心配なところではあります。理想は、NP0 さんに入っていて一緒に法人後見を担っていただくことから徐々に裾野を広げていくのが一番いいのかなという気がいたしました。

そして、単独受任については、他の市町村で受任している例もあるようですけれども、それはそれで問題がないわけではないという話も聞きますので、しばらくの間は社協さんとの共同の方が、利用者御本人にとってもお互いに安全ではないかと思えますし、後見人としても重圧につぶされてしまうという方もいらっしゃると思うので、複数もあっていいのかなというように感じておりました。

会長

はい。ありがとうございます。私からもよろしいでしょうか。

どこまで受講した段階で、実際の権利擁護活動ができるような場を設定していくというのも、1つの方法だなというように思います。社会福祉士会がそうですが、成年後見人を養成するのは、聞いていればいいということもあって、座学でできてしまうのですが、実際はここに幾つか書いてあるように、倫理上の問題というのがものすごくあって、やはり実際の後見活動に入ってから、どのように更新研修を義務化して、そして倫理性を確保して適正な後見人として、やっていくかというのがものすごく大事なことですよね。ばあとなあ神奈川も、養成課程をやっていて、毎月裁判所の報告以上に会員には報告をさせていますが、それでも不正をする人は何年かに一度あるという状況です。成年後見人の倫理性、人の生活に絡んでいき、それから意思決定支援のところもありますので、やはり倫理性のところが一番問題で、委員がおっしゃったとおり、倫理感がものすごく大事なところなんです。なので、じゃんじゃん短期で養成したからといって、適正な後見人が育つとは限らなくて、それからどう責任を持って養成したところが育てていき、裁判所と一緒に監督していくのかということが問われているというところがあるのです。他の専門職団体さんも更新研修がありますよね。

むしろ後見人になってから、どこがきちんと後見の事務について、管理したり把握したり、その後見の質を担保して信頼性を確保していくのかということが、法人後見は法人後見の厳格性は当然出てくるし、やはり NP0 法人はそこに気を使ってしっかり合議制でやっていると思いますが、そういうところがものすごく大事なところなので、やはり短期的にじゃんじゃん養成するというのはすごく便利ではあるけれど、養成が終わった後の市民後見人の更新制をきちっと取り入れて、そこを義務化していくという質を担保していくことをしないと、平塚市が養成した後見人が不適切な事務を行ったと記事が出てしまう可能性も無きにしもあらずです。横浜市は確か1年おきの養成ですよ。1年置きにして、2年目はフォローをしています。フォローアップして、そこで横浜市の市民後見人としての帰属性や、市民後見人としての倫理性や使命感といったものを養成しているので、トータルに考えてみないと、入口のところの養成だけでは済まない。入口は広くして勉強してもらい、そしてその後はがっちり管理していくみたいな体制が、信頼性を増すのではないかと思います。

国の第2期基本計画の中でも、不正や後見人の苦情の対応という仕組みを作るように、という話になっているので、市民後見人にしても、市が要請して登録して、その中核機関がその後見人に対する苦情を受けていかなければいけないし、苦情が出ないような市民後見人養成課程を作っていないといけないので、その辺も加味して考えていくとよいと思います。

社協以外の複数後見はどうですか。今、NP0 湘南さんは、法人後見それとも単独後見ですか。

委員

法人の単独後見です。法人後見は1例だけです。

会長

法人として担当していて、メンバーは執行者として行っているということですね。

委員

私も3人担当しております。定期報告書を作成して家庭裁判所へ提出しましたが、先日は付箋が30個ぐらい貼られて返ってきました。

会長

そういう意味では法人後見の中で、しっかりコントロールされているということですよ。それでは、どうでしょうか。他は特によろしいでしょうか。

事務局（福祉総務課）

お時間もありますので、ありがとうございます。

会長

色々意見が出尽くしたわけではないですけども、皆様よろしいでしょうか。

事務局（福祉総務課）

まず、ご意見を様々ないただき、ありがとうございます。

4つの点から、委員の皆様にご質問やご意見を求めさせていただきました。実はこれに至るまでに市民の方などから、ご意見を事務局に寄せられました。実際にカリキュラムに参加された方から、複数後見じゃなくやりたいという意見や、2年に1回だと、そのタイミングを逃してしまうと次の受講開校まで2年待たなくてはいけないのかなど、色々な意見があります。また、養成が修了した後に、社協さんしかサポートできないのですか、そこが義務なのですか、というところまで問われたこともありまして、今回4つの点からご意見を投げかけさせていただいてところでございます。もちろん、いただいた意見を参考に私ども市とセンターでお話し合いをした結果、少しずつこれまで蓄積してきたスキルがありますけれども、見直しをかけていかなければならないというふうには感じております。

4つのうちのでければ1つ目と2つ目、カリキュラムの見直しを一部しつつ、スパンをどのようにしていくかというのは、できれば令和8年度から何らかの改善をしていきたいという思いがあるのと同時に、3つ目の社協さんだけでなく他のところでもサポート活動をしてみたいというお話がありましたので、この辺りは個別にご相談、調整させていただいて、ご納得いただけるところが両者にあれば広げていくことも検討していきたいというように思っています。

そして、単独受任については、私どもとしても意見としてはありましたが、なかなかすぐには難しいのかなと感覚的には思っているところが、多くの委員の皆様からもその辺は注意をしていくようにというところがありましたので、それを踏まえて4つのことに対して考えて、今後どのように令和8年度を迎え、この先をどうしていくかということは検討させていただき、この検討結果を委員の皆様にもお返しさせていただいて、それについてまた伺い立てをしていきたいなと思っておりますので、引き続きどうかご協力ご意見をよろしくお願いいたします。

会長

それでは議題は以上ですね。副会長はいかがですか。

副会長

皆さん活発な議論ありがとうございました。

このような計画期に、こういうところを携わりますと、現場から見ている意見はとても重要なのかなということを感じております。引き続きどうぞ皆さん方のご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。

事務局（福祉総務課）

では皆様、本日はお忙しい中お越しいただき、そして貴重なご意見をどうもありがとうございます。

今後も皆様のご助言をいただきながら、制度の周知や取り組みの遂行に努めて参りたいと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。